

駐車監視員活動ガイドライン

【丸の内 警察署】

趣 旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となります。当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

※ 赤色部分は、前回改定からの変更部分を示します。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間	重点時間帯	備 考
1	主要地方道304号	晴海通り	有楽町2-5有楽町マリオン先 日比谷公園1先祝田橋交差点	7-22	
2	国道1号	永代通り	大手町1-1先大手町交差点 大手町2-6先呉服橋交差点	7-22	
3	国道1号～都道409号	日比谷通り	大手町1-5先大手町交差点 内幸町1-3先	7-22	
4	都道	丸の内通り	大手町2-3先鎌倉橋 有楽町2-5先晴海通り	7-22	
5	区道	丸の内仲通り	有楽町1-7先晴海通り 丸の内1-4先永代通り	9-20	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	国道1号	桜田通り	霞が関1-1先桜田門交差点	霞が関1-4先	7-22	
2	主要地方道301号	祝田通り	日比谷公園祝田門先祝田橋交差点	霞が関1-4先	7-22	
3	都道	江戸通り	JR東京駅日本橋口先永代通り	大手町2-7先新常磐橋交差点	7-22	
4	都道	皇居鍛冶橋線	丸の内3-2先馬場先門交差点	丸の内3-8先鍛冶橋交差点	7-22	
5	都道	湯島大手町線	大手町1-5先大手町交差点	大手町1-9先神田橋交差点	7-22	
6	区道	大手町両国線	大手町1-2先	大手町2-7先常盤橋交差点	7-22	
7	区道	国会通り	内幸町1-6先新幸橋交差点JRガード	霞が関1-3先霞が関二丁目交差点	7-22	
8	都道	行幸通り	JR東京駅中央口交差点	皇居外苑2番坂下門交差点	7-22	

重点地域

◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	JR東京駅周辺	7-22	
2	JR有楽町駅周辺	7-22	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	大手町1・2丁目地区	9-20	
2	丸の内1・2・3丁目地区	7-22	
3	内幸町1・2丁目地区	7-22	
4	有楽町1・2丁目地区	7-22	
5	霞が関1丁目地区	9-20	